

令和2年度 第二次補正予算案 (障害保健福祉部関係)

社会・援護局 障害保健福祉部

令和2年度 第二次補正予算案(障害保健福祉部関係)

- 本日(令和2年5月27日)、令和2年度第二次補正予算(案)がとりまとめられたところであるが、障害保健福祉関係の支援策も盛り込まれていることから、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施に取り組んでいただきたい。
- なお、交付要綱案や実施要綱案については、事業担当から連絡をするので、ご留意願いたい。

< 令和2年度第二次補正予算案における障害保健福祉関係の支援策一覧 >

- (1)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害福祉サービス等分) (別紙1参照)
- (2)障害福祉分野における効果的な感染防止等の取組支援事業 (別紙2参照)
- (3)特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの代替的支援事業 (別紙3参照)
- (4)就労系障害福祉サービス等の機能強化事業 (別紙4参照)
 - ① 生産活動活性化支援事業 (別紙4-①参照)
 - ② 障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業(生活支援部分) (別紙4-②参照)
 - ③ 共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業 (別紙4-③参照)
- (5)新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業 (別紙5参照)
- (6)医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業 (別紙6参照)

(参考)

- (1):(項)感染症対策費 (目)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
- (2):(項)障害保健福祉費 (目)保健福祉調査委託費 ※ 実施主体は国
- (3)~(5):(項)障害保健福祉費 (目)障害者総合支援事業費補助金
- (6):(項)感染症対策費(目)健康対策関係業務庁費 ※ 実施主体は国

令和2年度第2次補正予算額(案):1,508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。

障害福祉サービス施設・事業所等

サービス再開支援

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、
 - ・感染症対策のための各種物品の購入
 - ・外部専門家等による研修の実施
 - ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置等、必要となるかかり増し費用を助成。

職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務する職員に対し慰労金（20万円）を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対し慰労金（5万円）を支給。

交付

都道府県

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

交付(10/10)

国

① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

③ 事業イメージ

(1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
 - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
 - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
 - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

(2) 事業継続計画(BCP)の策定支援

- ガイドラインの作成
 - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系、障害児)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
 - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

(3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
 - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
 - ・職員の尊厳を重視し、事業所等に対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
 - ・医療機関等との連携体制を整備

令和2年度第2次補正予算案:11億円

概要

- 放課後等デイサービス事業所が電話や訪問等により児童の健康管理や相談支援等（以下「代替的支援」という。）を行うことは、家庭の孤立化防止や支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとして重要である。
- そのため、都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が放課後等デイサービスに通所できない場合に、放課後等デイサービス事業所が行う代替的支援に係る利用者負担を免除し、支援の継続を図る。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県（指定都市・中核市を含む市町村は間接補助）

補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

令和2年度2次補正予算案:20億円

(事業内容)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている障害者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

①生産活動活性化支援事業（仮称）

就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用について支援し、生産活動の存続を下支えすることにより、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃を確保。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県、政令市、中核市
補助率：10／10

②障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業（生活支援部分）

活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者に対する在宅生活から職場復帰に向けた橋渡し支援と、離職した障害者等の再就職に向けた生活支援をきめ細かに実施するため、障害者就業・生活支援センターの支援体制等を強化。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県 補助率：1／2

※ 上記のほか、令和2年度当初予算(既定経費)を活用し、受注が減っている就労継続支援事業所への受注量の確保に向け、都道府県域を越えた広範な地域から作業等の確保を支援する「③共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業」を実施

- ◎ 生産活動の再起に向けて必要となる費用などを支援するとともに、全国からの受発注を確保・支援することを通じ、就労継続支援事業所における生産活動の活性化を強力に後押し
- ◎ 障害者就業・生活支援センターの生活支援を通じた障害者雇用の維持・促進

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が長く求められる中、就労継続支援事業所の生産活動は、特に大きな影響を受けており、このままでは、事業継続自体が困難になり、地域の障害福祉サービスの基盤、ひいては障害者の働く場が失われかねない状況。
- このため、就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用などについて支援し、生産活動の存続を下支えすることを通じ、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図る。

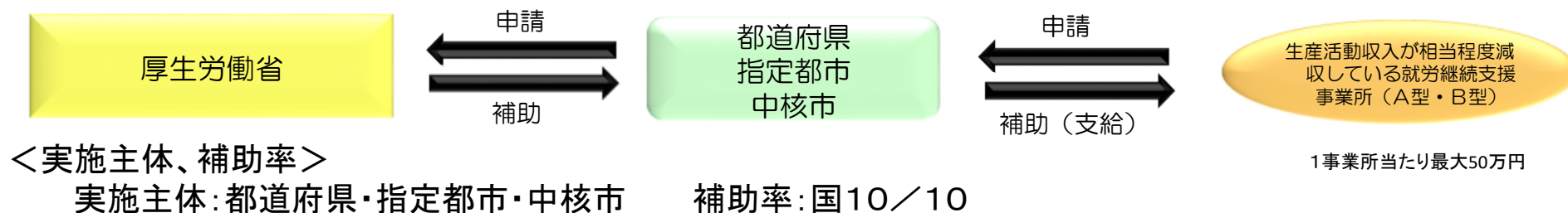
事業内容

直近の生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所(A型・B型)に対し、次の費用などについて支援を行う。

＜対象として想定される生産活動の再起に要する費用などの主な例＞ ※他の経営支援施策を受けている場合は除く

- ・ 生産活動収入の減収下においても生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- ・ 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用
- ・ 通信販売、宅配、ホームページ製作等新たな販路拡大等に要する費用
- ・ 新たな生産活動への転換等に要する費用
- ・ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用 等

事業スキーム等



令和2年度2次補正予算案:4.1億円

概 要

- 活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者については、在宅生活から円滑に職場復帰を図ることが重要。また、離職した障害者等の再就職支援に当たっても、就職活動の基盤となるきめ細かな生活支援が必要。
- このため、在宅生活から円滑に職場復帰に向けた橋渡し支援と、離職した障害者等の再就職に向けた生活支援をきめ細かに実施するため、**障害者就業・生活支援センターの生活支援体制の強化**等を実施。

実施主体・補助率等

実施主体：都道府県

補助率：国1/2、都道府県1/2

センター数：335カ所（令和2年5月時点）

令和2年度予算：一（※当初予算の既定経費で実施）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等により、大きな影響を受けている就労継続支援事業所の生産活動について、その再起に向け、**都道府県域を越えた広範な地域から作業等の受注量を確保**することが重要。
- このため、緊急事態宣言解除後を視野に、**就労継続支援事業所の全国的な受発注を進めるため**、その取組実績がある法人のノウハウを活かし、その法人が、全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理するとともに、自らも**各地の共同受注窓口を通じた全国的な受発注の推進支援を実施**。

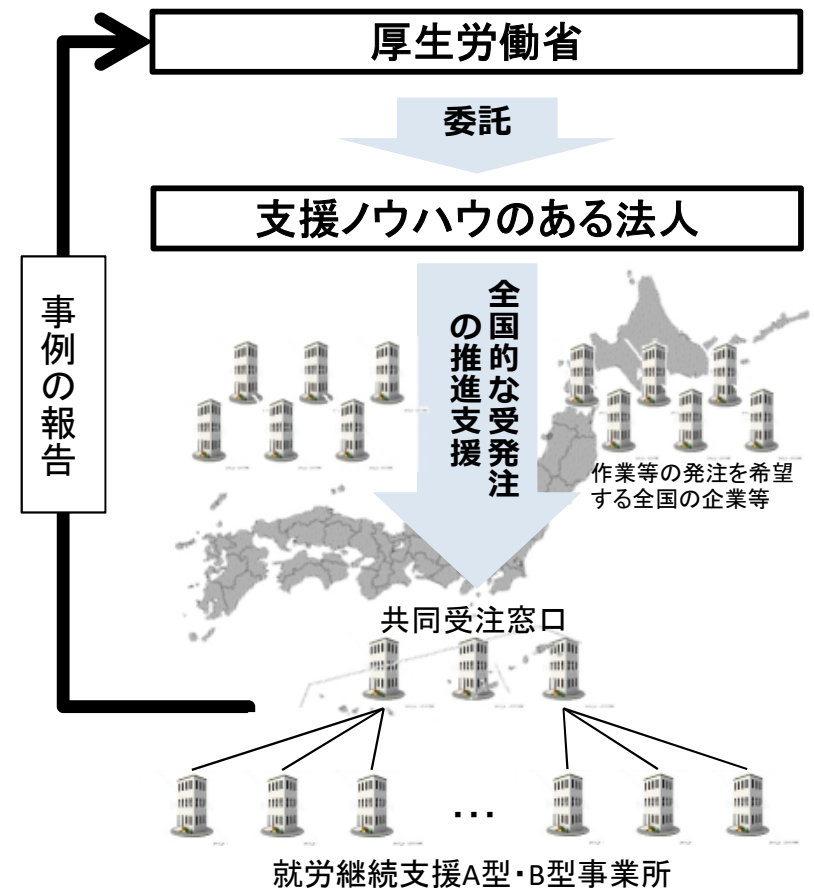
実施主体

- 民法法人、NPO法人、社会福祉法人 等

事業内容

- 全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理
- 都道府県域を越えた受発注体制モデルの構築
- 全国的な受発注の推進につながっている実事例の横展開に向けた周知・広報
- 工賃向上計画支援等事業等とも連携した共同受注窓口の機能強化・活性化の実施
- 支援を実施した結果、全国的な受発注の推進につながった事例の国への報告

<事業スキーム>



概要

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出の自粛や外出先の休業などにより、居宅における体幹障害者等の入浴機会の確保が重要となっており、また、ボランティアや近隣住民による障害者への生活サポートの減少といった課題も挙げられている。
- そこで、日常生活の支援体制の強化等を図るため、訪問入浴サービスなど障害者の生活に不可欠なサービス提供体制を強化する。

事業内容等

【実施主体】市町村

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

【補助内容】

訪問入浴など地域における障害者の日常生活に密着した支援を行うサービスに係る新型コロナウイルス感染症への対応により生じる経費

（参考）訪問入浴サービス事業イメージ



令和2年度第2次補正予算案：9.4億円

概要

- 人工呼吸器を利用する上で必要なアルコール綿等の衛生用品等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから、需給が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者（以下「医療的ケア児者」という。）が入手しづらくなっている。
- そこで、国においてアルコール綿等を一括して買い上げ、医療的ケア児者が優先的に確保できるようなスキームを構築し、必要な衛生用品等を配送する。
- 実施主体：国

事業スキーム（イメージ）

- ① 医療的ケア児者からアルコール綿等の必要数を把握する。
- ② 厚生労働省において必要数を集計し、メーカーから一括で購入する。
- ③ 購入したアルコール綿等を医療的ケア児者に配送する。